

最低価格の見積をした者が2者以上あるときは、見積書に記載された任意のくじ番号（3桁）を用いて、くじにより契約の相手方を決定いたします。

1. 見積者は、あらかじめ見積書に任意の「くじ番号」（000～999の3桁）を記載します。
「くじ番号」の記載がない場合は、「000」とみなします。

2. 以下の手順により、くじを行います。

(1) くじの対象となる者を最新の海南省物品・役務提供受注資格者登録名簿の受付番号の小さいものから順に並べ、0から順に「抽選番号」を付与します。（順番に0→1→2→3…と順次決定します。）

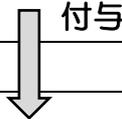
(2) くじの対象となる者の任意の「くじ番号」の合計を、くじの対象者数で除算します。
この時の余りの数字を「当たり番号」とします。

(3) 上記(1)の「抽選番号」と「当たり番号」が一致する者を、契約の相手方とします。

(例) 最低価格の見積をした者が3者ある場合

(1) くじの対象となる者を最新の海南省物品・役務提供受注資格者登録名簿の受付番号の小さいものから順に並べ、0から順に「抽選番号」を付与します。

業者名	任意のくじ番号	受付番号	抽選番号
A社	202	1234	0
B社	567	2345	1
C社	999	3456	2



(2) 「くじ番号」の合計を求め、くじの対象者数で除し、余りを算出します。

$$202 \text{ (A社)} + 567 \text{ (B社)} + 999 \text{ (C社)} = 1768$$

$$1768 \div 3 \text{ (者)} = 589 \text{ 余り } 1 \quad \text{余りの数字「1」を「当たり番号」と決定}$$

(3) 契約の相手方を決定

業者名	抽選番号	決定
A社	0	
B社	1	契約の相手方
C社	2	

←「抽選番号」と「当たり番号」が一致

B社が契約の相手方に決定